



2022年2月9日

各 位

会社名 ルネサス エレクトロニクス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 柴田 英利
(コード番号 6723 東証第一部)
問合せ先 CEO 室
室長 永山 雅之
(電話番号 03-6773-3001)

リストリクテッド・ストック・ユニット (RSU) に基づく新株式発行に関するお知らせ

ルネサス エレクトロニクス株式会社 (代表取締役社長兼 CEO: 柴田 英利、以下「当社」といいます。) は、本日付けの取締役会決議において、以下のとおり、事後交付型株式報酬制度に従い付与したリストリクテッド・ストック・ユニット (以下「RSU」といいます。) に基づく新株式発行 (以下「本新株発行」といいます。) を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2022年3月1日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 1,010,661 株
(3) 発行価額	1 株につき 1,262 円
(4) 発行総額	1,275,454,182 円
(5) 割当予定先	当社子会社の従業員 (退職者 2 名を含む。 377 名 1,010,661 株)
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法に基づき、 国内における募集 (18,900 株) については有価証券通知書を、海外における募集 (991,761 株) については臨時報告書を提出します。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2021 年 4 月に、当社従業員に対するインセンティブ制度の見直しを行い、当社及び当社の子会社の従業員に対する事後交付型株式報酬制度 (以下「本制度」といいます。) を導入しております。

また、当社による Dialog Semiconductor Plc (現 Dialog Semiconductor Limited、以下「Dialog」といいます。) の完全子会社化 (以下「本件買収」といいます。) に伴い、当社は、Dialog 及び Dialog の子会社の役員及び従業員に対して、本件買収完了前に当該役員及び従業員に対して付与されていた Dialog の株式報酬 (以下「Dialog 株式報酬」といいます。) の一部に代えて、本制度に基づき RSU を付与しております (以下「本 RSU」といいます。)。

本新株発行は、本 RSU の一部が確定したことに従い、本日付けの当社取締役会決議に基づき行われるものであります。

〈本制度の内容〉

(1) 本制度の対象者

当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員（以下「対象者」といいます。）

(2) RSU の概要

本制度に基づき付与される RSU は、対象者に対して、当社が予め定める数のユニットを事前に付与し、勤務継続期間に応じて確定される数の当社普通株式を交付することを内容とする株式報酬です。本 RSU は、本件買収後に、Dialog 及び Dialog の子会社の役員及び従業員に対して、本件買収に伴い消滅した Dialog 株式報酬の対象となっていた Dialog 株式の数を踏まえて決定された数のユニットを付与したものであり、Dialog 株式報酬で予定されていた権利確定日に準じて設定された権利確定日に、継続勤務を条件として確定させることとしています。

(3) 当社株式の交付の方法及び時期

当社は、取締役会決議に基づき、権利確定日が到来する毎に、継続勤務を条件として、対象者に支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引き換えに、確定するユニットの数に対応した当社普通株式（1ユニット当たり1株）を割り当てます。

なお、本 RSU により交付される当社株式の1株当たりの払込金額は、当社普通株式の交付にかかる取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

(4) 退任時の取扱い

ユニットの確定は、原則として、その確定時に対象者が当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員等であることを条件としますが、対象者がユニットの確定前にその地位を喪失した場合であっても、当社取締役会であらかじめ定める事由による地位喪失の場合には、当社取締役会において定める方法に基づき交付する当社普通株式の数および時期を調整する場合があります。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2022年2月8日（取締役会決議の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,262円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額に該当しないと考えております。

以上